

## 農業研修修了生を対象とした市有農地貸借制度の試行について

農業研修事業は、これまで農業研修修了生が新規就農を希望しても農地が確保できず、就農できないという課題がありました。

この課題を解決するため、新規就農を希望する農業研修修了生に対して市有農地を貸借する新たな制度について、2026年度からの実施を目指し検討を進めてまいりました。

このたび制度の内容がまとまりましたので、本制度を試行することとし、2025年7月1日からの貸借に向けた募集を2月に開始いたしました。この試行により、就農時の課題、適正な農地面積、周辺農業者との協調、その他の効果等を検証いたします。

この新たな市有農地貸借制度により、毎年確実な新規就農者の輩出が期待できます。

- 貸借予定の農地 : 町田市上小山田町（市街化調整区域）
- 貸借の期間 : 3年間（2025年7月1日～2028年6月30日）
- 貸借予定の区画数 : 3区画（1区画あたり1000㎡程度）
- 貸借料 : 年間1万円程度（1㎡あたり10円）
- 営農類型 : 露地野菜

### 1 対象者

町田市での就農を希望する研修習熟度の高い農業研修修了生

※ 今回の試行実施の対象は、農業研修14期生（2025年2月修了）及び2024年度のフォロー研修生のうち、応募要件を満たす者

### 2 市有農地を貸し出す条件

以下（1）から（7）に掲げるすべてに該当すること

- （1）市内直売所及び量販店等に出荷すること
- （2）学校給食に自身の野菜の提供を行うこと
- （3）町田市内での新規就農を希望しており、市有農地貸借中に町田市内での営農を目指すこと
- （4）農業経営の開始にあたり、1年以内に認定新規就農者の認定を受ける意思があること
- （5）肥培管理が適切にできていること
- （6）新規就農に必要な資金の準備があること、または調達の見込みがたっていること。また、運搬用の車両を確保できること
- （7）就農する周辺地域の他の農業者と協調して、継続的かつ安定的に農業経営を行えること

### 3 選考方法

農業研修における習熟度の評価をもとに選考を行い、上位5名程度の方に対して外部関係機関を含む5名の委員の面接により審査し、決定する。

### 4 スケジュール

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 2025年2月25日～3月10日 | 応募受付        |
| 3月下旬             | 面接等 → 対象者決定 |
| 4月～6月            | 農地貸借の手続き    |
| 7月1日             | 貸借開始        |